

(別紙)

重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領

第1章	計画の作成	1
第2章	「計画の概要」の作成	6
第3章	「保存管理計画」の作成	7
第4章	「環境保全計画」の作成	10
第5章	「防災計画」の作成	13
第6章	「活用計画」の作成	17
第7章	「保護に係る諸手続」の作成	18

第1章 計画の作成

(計画区域の設定)

1 所有者等が自主的に計画区域を定める際に留意すべき標準的な土地の範囲を以下に示す。

(1) 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地であって、建造物と併せて重要文化財として指定された土地

(2) 前掲以外の以下に該当する土地

ア 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地

1) 国及び地方公共団体により史跡，名勝，その他の指定・登録等の保護がなされている土地

2) その他当該文化財を理解するために欠くことのできない土地

イ 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地の周囲で歴史的な景観や環境を形成している土地

1) 名勝地等，当該文化財が立地する自然の景観や環境を形成している土地

2) 当該文化財で行われた生活や生業と密接に関連する景観や環境を形成している土地

ウ 重要文化財（建造物）の保存のために必要な土地

1) 保存修理の実施及び維持管理のために必要な土地

2) 隣接する急傾斜地など当該文化財の保存のために保全を図ることが必要な土地

3) 防火及び消火活動の見地から必要な土地

4) その他防災上の見地から必要な土地

エ 重要文化財（建造物）の公開その他の適切な活用を図るために必要な土地

1) 避難路の確保等，災害時の安全性確保のために必要な土地

2) 便益施設整備等，公開その他の活用に伴う利便性の向上のために必要な土地

(計画の内容)

2 保存活用計画に盛り込むべき標準的な内容を以下に示す。

(1) 保存管理計画

1) 保存管理計画は，重要文化財（建造物）の価値の所在を確認し，建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定める。

2) 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成しているものとして指定されている土地の保存管理については，環境保全計画の中で取り扱うこととする。

3) 保存管理計画は，本指針によるほか『文化財保存・管理ハンドブック 建造物編』（文化庁文化財保護部建造物課監修，社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟発行，平成6年10月）に拠るものとする。

(2) 環境保全計画

1) 環境保全計画は，計画区域全体を対象として，重要文化財（建造物）と一体的な文化財的価値を守り，その周囲の景観や環境を保全することを目的とし，計画区域及び重要文化財（建造物）以外の建造物を保全内容に応じて区分し，各区分毎に保全の方針を定める。

2) また、重要文化財（建造物）の保存のために必要な当該建造物周囲の土地の環境を保全するために必要な施設（以下、「環境保全施設」という。）の整備等に係る計画を定める。

(3) 防災計画

- 1) 重要文化財（建造物）を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保することを目的とし、防災上の課題を把握し、必要な対策を定める。
- 2) 耐震対策については、本指針によるほか「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（平成8年1月17日 庁保建第41号 文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

(4) 活用計画

- 1) 活用計画は、重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく適切な公開その他の適切な活用を進めるために必要な事項を定め、現在及び将来の公開その他の活用についての基本的な方針を定める。
- 2) 具体的な内容については所有者等の自主的な判断により計画するものとするが、公共性の高い施設を計画する場合や、専門的知識を要する場合は、関係者の意見を聴取して検討する。
- 3) なお、居住や業務などのもっぱら所有者等の特定の人による日常的な利用に供する用途を継続する場合、及び社寺等でもっぱら宗教施設として供される場合は、状況に応じて活用計画の全て又は一部を省くことができる。
- 4) 活用計画は、本指針によるほか「重要文化財（建造物）の活用について」（平成8年12月25日 庁保建第161号 文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

(5) 保護に係る諸手続

保存管理、環境保全、防災及び活用に係る計画に盛り込まれた具体的な行為について、文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、許可等の手続を明確にする。

(調査)

3 所有者等は、計画の内容に応じて必要な以下の調査等の実施について、適切な専門家の協力を得るものとする。

(1) 歴史的環境の調査

- ア 古図・古文書等の歴史資料による調査
- イ 古写真・聞き取り等による調査
- ウ 保全すべき歴史的景観や環境

(2) 自然環境の調査

- ア 地形・地質、植生、水系等
- イ 自然災害に対する被害予測と対応策の検討

(3) 建築的調査

- ア 歴史的調査（創立沿革、価値と特徴等）
- イ 現況調査（破損状況、構造体の安全性等）

(4) 測量と図化（地形図、配置図）

(5) 計画条件の整理

- ア 保存・活用の現状と課題
- イ 地域社会との関連（地域住民・団体の関心や支援の体制等）
- ウ 法的位置付け及び自治体施策（都市計画，地域整備，文化振興，観光計画等）

（6）施設等整備に係る調査

- ア 既存施設等の評価
- イ 施設等整備の課題と展望

（7）その他保存及び活用に必要な事項

（計画の構成）

4 保存活用計画の構成は，対象とする文化財の種別・性格等の相違や活用方針等により異なるが，以下に標準的な構成を示す。

（1）計画の概要

ア 計画の作成

- 1）計画作成年月日
- 2）計画作成者

イ 文化財の名称等

- 1）重要文化財（建造物）の名称
- 2）建造物の構造及び形式
- 3）所有者等の氏名及び住所

ウ 文化財の概要

- 1）文化財の構成
- 2）文化財の概要
- 3）文化財の価値

エ 文化財保護の経緯

- 1）保存事業履歴
- 2）活用履歴

オ 保護の現状と課題

- 1）保存の現状と課題
- 2）活用の現状と課題

カ 計画の概要

- 1）計画区域
- 2）計画の目的
- 3）基本方針
- 4）計画の概要

（2）保存管理計画

ア 保存管理の現状

- 1）保存状況
- 2）管理状況

イ 保護の方針

- 1）部分の設定と保護の方針
- 2）部位の設定と保護の方針

- ウ 管理計画
 - 1) 管理体制
 - 2) 管理方法
- エ 修理計画
 - 1) 当面必要な維持修理の措置
 - 2) 今後の保存修理計画
- (3) 環境保全計画
 - ア 環境保全の現状と課題
 - イ 環境保全の基本方針
 - ウ 区域の区分と保全方針
 - 1) 区域の区分
 - 2) 各区域の保全方針
 - エ 建造物の区分と保護の方針
 - 1) 建造物の区分
 - 2) 建造物保護の方針
 - オ 防災上の課題と対策
 - 1) 防災上の課題
 - 2) 当面の改善措置と今後の対処方針
 - 3) 環境保全施設整備計画
 - 4) 周辺樹木の管理
- (4) 防災計画
 - ア 防火・防犯対策
 - 1) 火災時の安全性に係る課題
 - 2) 防火管理計画
 - 3) 防犯計画
 - 4) 防災設備（防火・防犯設備）計画
 - イ 耐震対策
 - 1) 耐震診断
 - 2) 地震時の対処方針
 - ウ 耐風対策
 - 1) 被害の想定
 - 2) 今後の対処方針
 - エ その他の災害対策
 - 1) 予想される災害
 - 2) 当面の改善措置と今後の対処方針
- (5) 活用計画
 - ア 公開その他の活用の基本方針
 - イ 公開計画
 - 1) 建造物の公開計画
 - 2) 関連資料等の公開計画

- ウ 活用基本計画
 - 1) 計画条件の整理
 - 2) 建築計画
 - 3) 外構及び周辺整備計画
 - 4) 管理・運営計画
 - エ 実施に向けての課題
- (6) 保護に係る諸手続
(計画書の作成)
- 5 保存活用計画書は以下に準拠して作成する。
- (1) 計画書はA4縦版，横書き，左綴じとする。
 - (2) 配置図は縮尺1/500程度，平面図は縮尺1/200程度とし，原則としてA4版1頁以内に収まる大きさとする。
 - (3) 保存管理計画には以下の図表を備える。
 - ア 計画区域及び指定土地の範囲と区域の区分（保存区域，保全区域，整備区域等）を示す配置図
 - イ 重要文化財（建造物）及びその他の文化財建造物（都道府県指定有形文化財・市町村指定有形文化財・登録有形文化財・その他）の保護の区分を示す配置図
 - ウ 重要文化財（建造物）の部分の区分（保存部分，保全部分，その他部分等）を示す平面図（必要に応じて立面図，屋根伏図等を加える）
 - エ 重要文化財（建造物）の部位の区分（基準1～5）を示す表（必要に応じて写真に図示したものを加える）
 - (4) 環境保全計画には以下の図面を備える。
 - ア 建造物等の区分（保存建造物，保全建造物，その他の建造物）を示す配置図
 - イ 環境保全施設（擁壁，保護柵，排水施設，覆屋，火除地，防災道路，屋外防火壁等）の現状と整備計画を示す配置図
 - ウ 文化財周辺樹木の状況（危険木の有無等）を示す配置図
 - (5) 防災計画には以下の図面を備える。
 - ア 防火管理区域を示す配置図
 - イ 防災設備（火災警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備等）の現状と，設置計画を示す配置図
 - (6) 活用計画には以下の図面を備える。
 - ア 土地の公開範囲，活用の基本方針を示す配置図
 - イ 建造物の公開範囲，活用の基本方針を示す平面図等
 - ウ 活用及び整備の基本計画を示す配置図，平面図等
 - エ 避難経路，見学経路を含む動線計画を示す配置図，平面図等
 - (7) 都道府県及び市町村が当該重要文化財（建造物）の保護に関する管理条例や規則等を定めている場合はこれを添付する。
 - (8) 所有者等が権原に基づく占有者と，当該重要文化財（建造物）の保護に関する取決め等を定めている場合はこれを添付する。

第2章 「計画の概要」の作成

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日（改正した場合は，改正年月日）

(2) 計画作成者

1) 原則として所有者等とする。

2) 所有者等以外の地方公共団体が作成する場合は，その理由を併記する。

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

ア 官報告示の名称及び員数

イ 指定年月日

(2) 建造物の構造及び形式

ア 官報告示の構造及び形式

1) 建造物と一体をなしてその価値を形成しているものとして併せて指定されている土地その他の物件を含めて記載する。

2) 現状変更後、前掲の内容に変更がある場合は，変更後の構造及び形式とする。

3) 規模を示す寸法が実寸法と異なる場合は，実寸法とする。

イ その他特記事項

建造物内部に国及び地方公共団体により保護されている美術工芸品その他の文化財を存置する場合は，指定・登録等の保護の区分と対象を記載する。

(3) 所有者等の氏名及び住所

1) 法人の場合は名称，所在地，代表者の氏名

2) 文化財保護法第31条第2項に規定する管理責任者がある場合には，その名称及び住所（法人の場合は名称，所在地，代表者の氏名）

3) 文化財保護法第32条の2に規定する管理団体がある場合には，その名称及び所在地

4) 所有者以外の者が権限を有する土地等がある場合には，その者の氏名，住所及びその権原等

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

国及び地方公共団体により保護されている建造物及び史跡・名勝等について，指定・登録等の保護の区分と対象を示す。

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

イ 創立沿革

ウ 施設の性格

歴史的な機能又は用途とその変遷

エ 主な改造時期とその内容

(3) 文化財の価値

指定説明等を参考にして文化財の価値を記す。指定説明をもって代える場合は，指

定後に判明した事実等に基づいて加除訂正する。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

これまでに実施した保存事業（保存修理，環境保全，防災施設等）について，以下の事項を記す。

- 1) 事業年度
- 2) 主な事業内容
- 3) 自費修理，補助事業等の区分
- 4) 事業効果及び事業後に生じた課題

(2) 活用履歴

現在の活用内容及び活用のために行った措置について記す。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

保存管理，環境保全，防災上の観点から，保存の現状と課題について総括的に記す。

(2) 活用の現状と課題

現在の活用内容に関連する文化財建造物の保護，安全性の確保等に係る課題を総括的に記す。

6 計画の概要

(1) 計画区域

保存活用計画の対象区域を示す。

(2) 計画の目的

(3) 基本方針

(4) 計画の概要

保存管理，環境保全，防災，活用に係る計画の概要を配置図や平面図等で簡潔に示す。

第3章 「保存管理計画」の作成

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

重要文化財（建造物）の破損状況について目視による調査を行い，各棟毎に以下の順に記す。床廻り，小屋裏等の目視が困難な場合は関係者の協力を得て行う。

- 1) 基礎
- 2) 軸部
- 3) 組物
- 4) 軒廻り
- 5) 小屋組・屋根
- 6) 造作（縁，天井，建具，その他）

7) 塗装・錆金具

(2) 管理状況

現状の管理体制及び管理の方法について記す。

2 保護の方針

計画区域内の各重要文化財（建造物）について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。附指定及び指定された土地に含むものとして明示された建造物及びその他の工作物についても、これに準拠した方法により保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分

1) 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

2) 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用（もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。

イ 保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分

ウ その他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分

(2) 部位の設定と保護の方針

ア 部位の設定

前項で設定した各部分について、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

1) 基準1：材料自体の保存を行う部位

2) 基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

3) 基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位

4) 基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

5) 基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

イ 部位設定の留意事項

部位の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保存部分にあつては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とし、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。
- 2) 保全部分にあつては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位についても基準4とする。なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準1又は基準2とする。
- 3) その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。特に保存が必要な部位が存在する場合は、基準1又は基準2とする。
- 4) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- 5) 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を()で記す。

3 管理計画

(1) 管理体制

- 1) 管理組織、業務分担、連絡体制等、今後の管理方針について記す。
- 2) 管理を委託する場合は、委託先、委託内容、所有者等との役割分担等について記す。
- 3) 所有者等以外の入居者など権原に基づく占有者がある場合は、その者が行うこととする管理の内容について記す。

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

建造物の保存環境を良好に維持するために必要な以下の事項について、具体的な管理の方法を記す。

- 1) 清掃・整頓に関する事項
- 2) 日照・通風の確保に関する事項
- 3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項
- 4) 風水雪害に関する事項
- 5) その他

イ 建造物の維持管理

修理届けを要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。

- 1) 外構及び基礎
- 2) 縁回り及び床下
- 3) 外壁
- 4) 内壁
- 5) 床及び畳
- 6) 屋根及び雨樋
- 7) 建具

8) 金具類

9) 塗り及び彩色

10) その他

ウ その他

1) 建造物と一体をなしてその価値を形成しているものとして併せて指定されている造営関係資料その他の物件の管理については、『文化財（美術工芸品）取扱いの手引き』（文化庁文化財保護部美術工芸課 平成9年3月）に準拠して行うものとし、保管方法等についての計画を定める。

2) 修理に伴って取り外された保存古材の保管方法等についての計画を定め、部材名称、員数、保管場所等を記した目録を備える。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

(2) 今後の保存修理計画

ア 根本的な保存修理の必要性和、事業実施の見通しについて記す。

イ 具体的な事業計画がある場合はその概要を記し、別途修理計画を作成する。

第4章 「環境保全計画」の作成

1 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、保存管理計画の対象とした重要文化財（建造物）の周囲の環境（重要文化財（建造物）以外の建造物を含む）を、重要文化財（建造物）と一体的な保全を図る観点から、その現状と課題を記す。

2 環境保全の基本方針

今後の環境保全に関する基本的な方針を記す。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地及びその他の計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

ア 保存区域

重要文化財（建造物）を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

ウ 整備区域

重要文化財（建造物）の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で、状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定さ

れている土地の一部を含むことができる。

エ その他

計画区域の実情に応じて自然環境保全区域等を設定する。

(2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、以下の事項について定める。

ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

イ 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

ウ 整備区域における整備方針

1) 土地の整備方針

2) 活用に伴い必要な施設の設置方針

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

ア 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、重要文化財（建造物）に準じて保存を図るもので、以下のものが該当する。

1) 地方公共団体により指定・登録等（登録は国登録を含む）の保護がなされている有形文化財（建造物）及び史跡、名勝等を構成する要素となっている建造物

2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

ウ その他建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。

(2) 建造物保護の方針

ア 保存建造物

1) 法律や条例に基づいて指定・登録等がなされているものは、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。

2) その他の建造物については、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、有効な活用のために部分又は部位を限って行う行為、又は、科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については現状の形式を変更できるものとし、重要文化財（建造物）に準じて方針を定める。

イ 保全建造物

1) 原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。

2) 建造物の価値と区域の状況を勘案して、各建造物について、以下のいずれかを

選択して、それぞれの保全方針を定める。

- ①保存建造物に準じて保全する。
- ②外観と主要構造部を保全する。
- ③外観のみを保全する。

ウ その他の建造物

その他の建造物について将来的な存置または撤去の方針を定め、存置する建造物と保存・活用上将来新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他の修景の方針を定める。

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

- ア 当該地域における地方公共団体の治山・治水計画
- イ 洪水・土砂災害等のおそれ
- ウ 危険木等の有無

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

(3) 環境保全施設整備計画

施設の設置、改修を要する場合は、以下に留意して基本計画を定める。

ア 擁壁

- 1) 擁壁を改修する場合は、石積等の旧擁壁の形式意匠を考慮し、可能な限りこれを尊重すること。
- 2) 本来擁壁の存在しない位置に新たに設置する必要がある場合は、周囲の歴史的景観や環境に配慮して、材質や工法を選択すること。
- 3) 水抜きや排水施設の整備と併せて計画すること。

イ 保護柵

- 1) 歴史的な景観や環境との調和に留意すること。
- 2) 公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないことを併せて検討すること。
- 3) 建造物に近接して保護柵を設ける必要がある場合は、仮設物や防犯装置などによる代替措置等についても検討すること。

ウ 排水施設

- 1) 現在埋没している旧来の排水溝等の施設の有無を確認すること。
- 2) 目詰まり防止のため、防止装置の付加や管理方法について検討すること。
- 3) 施設設置後の効果について追跡調査をし、随時対策を講ずること。
- 4) 台風や大雨の後に必ず点検すること。
- 5) 定期的な清掃、浚渫を行うこと。

エ 覆屋

- 1) 歴史的景観や環境を損なわないものとする。
- 2) 屋内の重要文化財（建造物）を確実に保護できる構造強度を有すること。
- 3) 内部空間にある程度の余裕を設け、保存・活用の支障とならないように配慮すること。
- 4) 換気、採光、防火に十分配慮すること。

オ 火除地

- 1) 消火設備の設置計画と一体的に計画すること。
- 2) 対象建造物から20m程度の範囲を目安として計画すること。
- 3) 設定後も火除地としての機能の保持を図り、他用途への転用を避けること。
- 4) 山林に防火帯を設定する際は、樹木伐採後の砂防対策に配慮すること。

カ 防災道路

- 1) 経路、道幅、舗装等について所轄消防署等の指導を受けること。
- 2) 緊急車両用道路としての管理計画を定めること。
- 3) 歴史的景観や環境との調和に留意すること。

キ 屋外防火壁

- 1) 他の施設により代替することが不可能な場合に設置すること。
- 2) 歴史的景観や環境との調和に留意すること。

(4) 周辺樹木の管理

- 1) 文化財に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に努める。
- 2) 必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

第5章 「防災計画」の作成

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

規模、構造等の特に留意すべき特性について記す。

イ 延焼の危険性

近接建物の状況や山林等の周辺環境との関係について記す。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者等の氏名及び住所

- 1) 所有者等は、重要文化財（建造物）の防火管理に携わる者を定める。
- 2) 収容人員50名以上の建造物にあつては、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項に基づく「防火管理者」を選任し、防火管理者に防火管理を実施するために必要な事項を「消防計画」として作成させ、防火管理上必要な業務を実施させる。
- 3) 防火管理者の選任義務がない建造物にあつては、所有者等は消防計画に準ずる計画を定め、防火管理上必要な業務を実施する。
- 4) 所有者等の高齢化、少人数化あるいは常駐者不在となっている建造物にあつては、関係地方公共団体、所轄消防署及び地域の協力を得て防火管理の体制を整える。

イ 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防機関等の指導を得て定めるものとし、原則として以下の各号に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。

- 1) 重要文化財建造物（建造物）に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等（以下、「建造物等」という。）で、重要文化財（建造物）との近接距離が20m以下であるもの、ただし、重要文化財（建造物）または当該近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には近接距離が30m以下であるもの（以下、「第1次近接建造物等」という。）。
- 2) 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの、ただし、重要文化財（建造物）または第1次近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には、近接距離が10m以下であるもの（以下、「第2次近接建造物等」という。）。
- 3) 警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（上記近接距離を超えても第2次近接建造物等とみなす。）。
- 4) 重要文化財（建造物）の周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲の土地。

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。

エ 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

- 1) 火気等の管理
 - ①生活、営業、行事等に使用される火気の取扱い
 - ②火災予防条例に基づく火気使用規制
 - ③喫煙、たき火、花火等の火気管理
- 2) 可燃物の管理
 - ①危険物の管理
 - ②可燃物の除去・整理
 - ③防災物品等の活用
- 3) 警備
 - ①巡回計画
 - ②施錠管理
 - ③夜間照明等
- 4) 安全対策
 - ①避難経路等の確保
 - ②収容人員の管理

オ 消火体制

市町村教育委員会及び所轄消防機関の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、年1回以上消火訓練を実施する。

- 1) 任務分担（通報，初期消火，避難誘導，搬出，救護等）
- 2) 訓練実施計画（定期的かつ実践的な訓練の実施等）
- 3) 地域の協力体制（自主防災組織，消防団等との連携，通報体制等）

カ その他

防火管理区域内での建造物の新築，増改築等は，火災の発生や延焼の防止及び消火活動に障害となる恐れがあることに留意する。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

き損・放火・盗難等の事故の履歴を記す。

- 1) 事故発生日
- 2) 事故原因
- 3) 被害状況
- 4) 事故後の処置

イ 以下の事故防止のために講じている措置を記す。

- 1) き損事故防止に関する措置
- 2) 放火防止に関する措置
- 3) 盗難防止に関する措置

ウ 今後の対処方針

管理方法の改善等の今後の対処方針を記す。防犯設備の整備については管理方法と関連する基本的な事項について記すものとし，設備の詳細については次の防災設備計画において記す。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

- 1) 以下に示す防災設備（防火・防犯設備）の設置状況（設備内容，設置年度）及び保守管理（点検，維持修理）の現状と課題，及び今後の設備計画を記す。
 - ① 火災警報設備（自動火災報知設備，非常警報設備，非常通報設備，その他）
 - ② 消火設備（消火栓設備，水噴霧消火設備，スプリンクラー設備，動力消防ポンプ設備，消火器，貯水槽，加圧送水設備，その他）
 - ③ 避雷設備（棟上げ導体設備，棟上げ突針設備，独立避雷針設備，独立架空地線設備，その他）
 - ④ 防犯設備（防犯灯，監視設備，警報設備，非常通報設備，その他）
- 2) 防災設備の根本的な改修又は新設が必要な場合は，国庫補助事業で実施する場合の技術的水準に準拠して防災設備計画を定める。
- 3) 建造物内部に，国及び地方公共団体により保護されている美術工芸品その他の文化財を存置する場合は，それらの保護のために必要な防火及び防犯上の強化措置を併せて計画する。

イ 保守管理計画

- 1) 消防法により定められた定期点検を実施するものとし，同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても，同法に準じた点検を実施する。以下に示す標準的な点検方法を目安として，保守管理計画を定める。

①作動点検

加圧送水設備は月に2回以上作動させ、放水機器等は6カ月に1回以上放水する。

②外観点検

機器の配置、損傷状況等6カ月に1回以上点検する。

③機能点検

防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。

④総合点検

年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

2) 点検結果に基づき速やかに機能の回復をはかる。

3) 点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から市町村教育委員会、所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

別に定める指針に基づいて耐震診断及び対策の実施に努め、以下の事項について簡潔に記載する。

ア 地震時の安全性に係る課題

イ 改善措置

ウ 今後の対処方針

(2) 地震時の対処方針

以下に留意して、地震時の対処方針と迅速に対処できる体制を定める。

1) 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

2) 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。

3) 重要文化財（建造物）が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。

4) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。

5) 重要文化財（建造物）に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により消失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

3 耐風対策

台風等の強風により建造物に直接の被害が生じる恐れがある場合を対象とし、風倒木及びその他の飛来物による災害に関しては環境保全計画の中で取り扱うものとする。

(1) 被害の想定

当該地域に及び当該建造物の被災歴を把握し、被害を想定する。

(2) 今後の対処方針

ア 強風時における、遮蔽や支持等の応急措置について方針を定める。

イ 恒常的な補強が必要な場合は、耐震性能の向上措置と併せて別途修理計画を作成する。

4 その他の災害対策

豪雪その他の災害であって、土地の防災環境に係るもの以外のものについて、以下の内容について記載する。

- (1) 予想される災害
- (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

第6章 「活用計画」の作成

1 公開その他の活用の基本方針

『重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方』（平成8年12月）に基づいて、公開その他の活用の基本方針を定める。

なお、居住・業務などもっぱら特定の人が日常的な利用に供する用途を継続する場合であって、屋内の公開が困難な場合はその旨を記し、以下の計画の全て又は一部を省くことができる。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

以下に留意して建造物の公開計画を定める。

- 1) 外観は通常望見できることを原則とし、望見可能な範囲を示す。
- 2) 外観が通常望見できない場合にあっては、毎年期間を定めて敷地内に立入り望見できるよう努める。
- 3) 活用内容、保存状況、安全性の観点に配慮して屋内の公開範囲を限定する場合は、文化財としての価値を構成している主要な部分については毎年期間を定めて公開するなどの方策を検討する。
- 4) 活用に伴って展示施設、家具等を配備する場合は建造物の理解を妨げないように配置に配慮する。
- 5) 個人有民家などで公開に伴う管理の実施が困難な場合は、当該市町村教育委員会の助言と協力を得て、管理委託等の措置についても検討する。

(2) 関連資料等の公開

建造物と一体をなしてその価値を形成している物件として附指定されている関連資料等の動産である文化財の公開については、以下に拠るものとする。

- 1) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開については、文化財保護法第53条の規定に拠るものとする。
- 2) 公開に係る取扱いは、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について」（平成8年7月12日 庁保美第76号 文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

建築基準法・消防法等の関連法規，及び，まちづくり施策に基づく地域計画（都市計画，地域整備，観光計画，環境保全計画等），防災対策（消防計画，防火訓練，震災対策，治山・治水計画，消防団・地元住民の協力等），地域の学習活動（社会教育活動その他の生涯学習活動等），その他の関係行政機関との調整（都道府県及び市町村教育委員会と首長部局の連携等）を図るべき事項について記す。

(2) 建築計画

ア 平面計画

各室の用途や機能分担，動線計画等について記載する。

イ 施設等整備計画

- 1) 保存管理，環境保全，防災に係る施設等（保存庫，保護柵，火災警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備，擁壁，排水施設等）
- 2) 公開，活用に係る施設等（駐車場，便所，博物館・収蔵庫，管理棟，休憩・展望等施設，説明板・標識，照明・音響・空調等）
- 3) 展示施設，家具，事務機器等の配備に係る計画

(3) 外構及び周辺整備計画

(4) 管理・運営計画

保存管理，環境保全，防災上の観点を踏まえた活用施設としての管理・運営計画を定める。

4 実施に向けての課題

基本計画において未解決の課題や実施の見通し等について記載する。

なお，具体的な実施計画が有る場合は，事業期間及び事業の概要を記し，当該設計図書を添付する。

第7章 「保護に係る諸手続」の作成

- 1 「保護に係る諸手続」は，計画の内容に沿って今後実施することとする具体的な行為の内容及び，当該行為の実施に関し文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出・許可等の手続について記載する。
- 2 保存管理計画において保護の区分が明確でない部分・部位に係る行為についての必要な手続は，該当する行為が発生する際に，個別に都道府県教育委員会及び文化庁と協議して定めるものとする。

